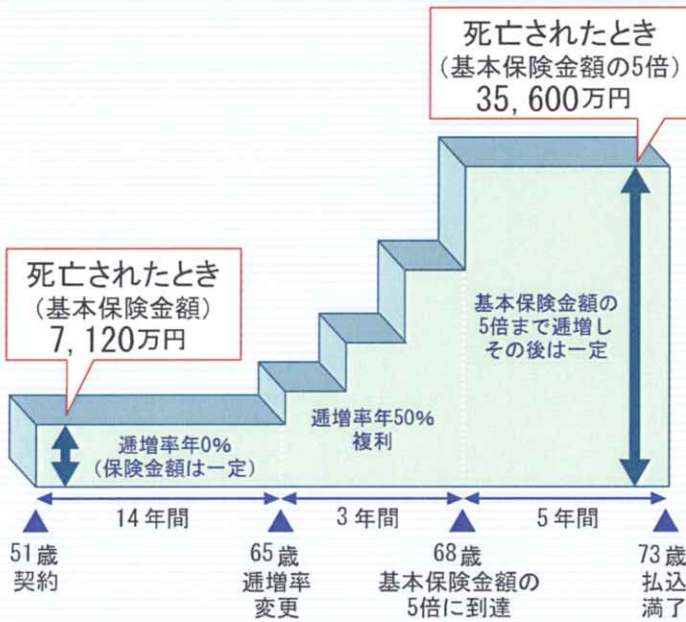


ニッセイ逡増定期保険のご提案



被保険者 (生年月日・契約年齢)	にっせい じろう 様 (昭和37年 1月 1日・51歳・男性)	
基本保険金額	7,120万円	
逡増率変更年度	第15保険年度	
診査方法	社医扱	
保険期間	73歳	
払込期間	73歳	
保険料	346,530円 (月払 口座振替扱)	
高額割引制度	割引額	36,597円
	割引適用基準額	14,931万円
経理処理(年換算)		
損金 算入額	ご契約から13年間	2,079,180円
	以降の9年間	7,161,612円
資産 計上額		2,079,180円
資産 取崩額		-3,003,252円
		0円
		3,003,252円

Point 1 経営者の責任に合わせて、保険金額が増加

契約時(基本保険金額)	7,120万円
基本保険金額の5倍到達時	35,600万円

- ・事業の発展とともに、経営者の責任も重くなっていきます。逡増定期保険は年々増加していく経営者の責任に合わせて、一定の保険料で保険金額が増加していきますので、経営者の方々にふさわしい保障を得ることが可能です。
- ・経営者が死亡されたとき、一時金で受取る「死亡保険金」を次のような目的に活用することができます。

事業保障資金の財源に

事業承継資金の財源に

死亡退職慰労金・弔慰金の財源に

Point 2 退職所得の税制優遇

退職慰労金額	5,400万円
所得税・住民税合計	794万円

永年勤続されたご功労に対する退職慰労金については、退職所得となり、給与所得に比べ、所得税・住民税が以下の点で優遇されています。

退職慰労金額が、5,400万円の場合は以下のようになります。

- ①退職所得金額を計算する際、退職所得控除額を差引き、さらに1/2をかけます。

$$\text{退職所得金額 } 2,125\text{万円} = \left(\text{退職慰労金額 } 5,400\text{万円} - \text{退職所得控除額 } 1,150\text{万円} \right) \times \frac{1}{2}$$

- ②所得税・住民税の課税は、他の所得と分離して単独で計算します。

所得税 (分離課税)	=	(2,125万円 × 40% - 279万円) × 102.1% = 582万円
住民税 (分離課税)	=	2,125万円 × 10% = 212万円

※記載の数値は万円未満を切捨てて表示しています

保険料の1/2を損金に算入します

【保険料お支払時の経理処理】

(契約者・死亡保険金受取人が法人の場合)

保険期間の当初6割相当期間は、保険料の1/2を損金算入し、1/2を前払保険料として資産計上します。

保険期間の残り4割相当期間は、保険料の全額を損金算入し、あわせて保険期間の当初6割相当期間で資産計上した前払保険料累積額をこの期間で均等に取崩して損金算入します。

- 税務の取扱いについて詳しくは「ご検討に際してご留意いただきたい点」の「●税務の取扱いに関するご留意点」を必ずご確認ください。
- 経理処理の詳細については「キーマンプラン税務のしおり」等をご参照ください。

将来受取額表

被保険者：につせい じろう 様

契約年齢：51歳 男性 保険商品：ニッセイ通増定期保険<1/2損金タイプ>

前提条件：【ご契約者】法人【保険金受取人】法人

①		②		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
経過		年間		年間	累計	資産計上額	解約	返戻率	参考
年	歳	保険料		保険料	累計	累計	払戻金	⑥÷④	
		約 万円		約 万円	約 万円	約 万円	約 万円	約 %	約 %
1	52	415		415	207	0	0	0.0	0.0
2	53	415		831	415	211	25.4	31.0	
3	54	415		1,247	623	639	51.2	62.5	
4	55	415		1,663	831	1,285	77.3	94.3	
5	56	415		2,079	1,039	1,797	86.4	105.4	
6	57	415		2,495	1,247	2,170	86.9	106.1	
7	58	415		2,910	1,455	2,548	87.5	106.8	
8	59	415		3,326	1,663	2,932	88.1	107.5	
9	60	415		3,742	1,871	3,322	88.7	108.3	
10	61	415		4,158	2,079	3,720	89.4	109.1	
11	62	415		4,574	2,287	4,126	90.2	110.0	
12	63	415		4,990	2,495	4,541	91.0	111.0	
13	64	415		5,405	2,702	4,965	91.8	112.0	
14	65	415		5,821	2,402	5,400	92.7	117.7	
15	66	415		6,237	2,102	5,720	91.7	120.5	
16	67	415		6,653	1,801	5,859	88.0	119.5	
17	68	415		7,069	1,501	5,672	80.2	112.1	
18	69	415		7,485	1,201	4,935	65.9	94.6	
19	70	415		7,900	900	4,037	51.0	75.1	
20	71	415		8,316	600	2,944	35.4	53.2	
21	72	415		8,732	300	1,614	18.4	28.3	
22	73	415		9,148	0	0	0.0	0.0	

[万円未満切捨てて表示]

○記載数値算出時の前提事項等については、「ご検討に際してご留意いただきたい点」を必ずご確認ください。

役員退職慰労金シミュレーションの算出根拠

当シミュレーションは、お客様からいただいた情報に基づき平成25年4月現在の税制・関係法令等をもとに税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。なお、個別の税務取扱等については、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

① 役員退職慰労金支給時の税務について

企業が支給する役員退職慰労金については、損金に算入することができますが、過大と認定された部分については、法人税計算上損金不算入となる場合があります。当シミュレーションでは、以下の計算式で算出した金額を「適正退職慰労金額」と設定しておりますが、必ず損金算入できるとは限りません。詳しくは、所轄税務署等にご確認ください。

$$\text{適正退職慰労金額} = \text{役員在任期間} \times \text{最終報酬月額} \times \text{功績倍率}$$

功績倍率：平成23年度「役員報酬・賞与・退職慰労金」産労総合研究所

② 退職慰労金にかかわる所得税・住民税の計算について

役員退職慰労金については、所得税・住民税の課税対象になります。「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、源泉徴収で課税は完了します。当シミュレーションでは、分離課税で計算しています。

所得税 = (退職所得金額 × 税率 - 控除額) × 102.1% ※
※復興特別所得税
住民税 = 退職所得金額 × 税率

退職所得金額 = (退職慰労金額 - 退職所得控除額) × 1/2 ※
※勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得については、2分の1課税は適用されません。

■ 所得税額速算表 ※復興特別所得税については考慮していません。

平成26年分まで

課税所得	税率	控除額
195万円以下	5%	—
195万円超 ~ 330万円以下	10%	9.75万円
330万円超 ~ 695万円以下	20%	42.75万円
695万円超 ~ 900万円以下	23%	63.60万円
900万円超 ~ 1800万円以下	33%	153.60万円
1800万円超	40%	279.60万円

平成27年分以後

課税所得	税率	控除額
195万円以下	5%	—
195万円超 ~ 330万円以下	10%	9.75万円
330万円超 ~ 695万円以下	20%	42.75万円
695万円超 ~ 900万円以下	23%	63.60万円
900万円超 ~ 1800万円以下	33%	153.60万円
1800万円超 ~ 4000万円以下	40%	279.60万円
4000万円超	45%	479.60万円

■ 住民税額速算表

課税所得	税率	控除額
一律	10%	—

※住民税については、標準税率による都道府県税、市町村税の合計です。(均等割は考慮外)

■ 退職所得控除

勤続年数に応じて、以下の金額が控除されます。勤続年数については、(退職予定年齢 - 役員就任年齢) で計算しています。※役員就任前の勤続があった場合については、役員就任時に従業員期間に対する退職金を支給しているものとしています。

勤続年数※	退職所得控除
20年以下	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続年数の1年未満の端数は切り上げ

監修 ● 岩崎 敏 (税理士)

必ずお読み
ください

- 当資料は、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまでも参考情報としてご利用ください。
- 詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご確認ください。
- お支払事由の詳細や制限事項等については、「ご契約のしおり-定款・約款」に記載されておりますので、ご確認ください。
- 当資料でご紹介しております保険商品の「契約概要」等をご希望される場合には、お客様の担当者にお申し出いただくか、最寄の支社・営業部にご請求ください。

ご検討に際してご留意いただきたい点

●リビング・ニーズ特約について

- 余命6カ月以内と判断されるとき、死亡保険金額の範囲内、かつ一時金最高3,000万円以内の金額から6カ月分の利息と保険料相当額を差引いた金額をお支払いするリビング・ニーズ特約が付加されています。
- 保険期間満了前1年以内の逦増定期保険・スーパーフェニックスの死亡保険金は、お支払対象となりません。逦増定期保険の場合、6カ月後に保険金額が逦増する場合でも、請求日時点の保険金額が基準となります。

●解約払戻金について、以下の制限事項等について概要や代表事例を示しています。詳細は、「ご契約のしおり-定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

- 解約払戻金は、保険期間の経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、満了時にはなくなります。解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。(解約払戻金の水準は保険種類等によって異なります。)
- 年間保険料、累計保険料および解約払戻金は、各年の計算基準日前日に対応する日の金額を表示しております。
- 解約日時点で、未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

●高額割引制度について

- 今回おすすめするプランの割引適用基準額が3,000万円以上の場合には、高額割引制度を適用し、保険料の割引を行います。割引適用基準額が5,000万円以上の場合には、さらに優遇された割引を適用します。
- 保険金のお支払いや減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

●税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱等については、平成25年4月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後税務の取扱等が変わる場合があります。
- 個別の税務取扱等については税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

【参考返戻率算出に当たっての前提】

- 参考返戻率は、以下の算式に基づき算出したものです。なお、当資料においては、毎年、保険料の損金算入額相当の益金があることを前提に、法人税等実効税率が契約時から保険期間満了まで36.1%が続くと仮定しております。
- 参考返戻率は、解約払戻金の受取りにより生じる益金への課税は考慮しておりません。

$$\text{参考返戻率} = \frac{\text{解約払戻金}}{\text{累計保険料} - (\text{損金算入額累計} \times \text{法人税等実効税率})}$$

●その他の注意事項

- ご提案書等の記載内容は、計算基準日における被保険者の年齢・保険料率・取扱条件を前提としています。お申込内容については、「お申込内容 お客様控」に記載しておりますのでご確認ください。
- 契約年齢は、満年齢で記載しております。ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約応当日)ごとに1歳を加えて計算しております。
- 診査および告知の方法については、ご加入をお申し出の際に、改めてご確認ください。
- 当資料では、配当金については考慮しておりません。



日本生命保険相互会社

本 店： 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部： 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6
ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

生命保険に関するお手続きやご要望・苦情等について
ニッセイコールセンター 0120-201-021 (通話料無料)
受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

営業部
大阪都心北支社

所在地
大阪府大阪市中央区高麗橋 1-6-1 O 豊田日生北浜ビル 9 F

ニッセイータルパートナー
田宮 俊治

TEL
06-6204-1717
(登)日本25-H-1239, H25. 6. 24, 営業開発 G